

豊岡市内の農地を売買・贈与・貸借したい方へ

豊岡市内の農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等をする場合、豊岡市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は効力が生じません。

なお、農地の貸借等については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは豊岡市農業委員会事務局にお問い合わせください。

○農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件※）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ⑤ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※ 下限面積とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的・安定的に行われな
い恐れがありますので、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするも
のです。

豊岡市農業委員会では、管内の下限面積を40a（4,000㎡）と定めています。ただし、市外からの移
住者が空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合で一定の条件を満たすときは、この下限
面積は1㎡となります。

○農地法第3条許可事務の流れ

豊岡市農業委員会では、毎月1日から5日（休日の場合は翌日）の間に申請書類の提出を受け付け
ています。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、毎月25日前後に行う農業委員会の総会で審議
のうえ、許可（不許可）を決定します。

☆ 関連情報

- 農地法第4条（自己転用）、第5条（転用を伴う権利移動）申請や
農地改良届などの受付期間も毎月1日から5日です。
- 相続で農地の権利を取得したときも「農業委員会への届け出」を
忘れずに。



豊岡市農業委員会 [電話 (0796) 21-9021]